

帯広市学校再開に向けた方針

令和2年5月27日

帯広市教育委員会

1. 学校再開の基本的な考え方

帯広市においては、令和2年2月27日から臨時休業が始まり、4月の入学式から1週間程度の教育活動は再開できたものの再び、4月20日（月）から、2度の臨時休業の延長を重ね5月31日（日）まで臨時休業となっている。その間、各学校には、家庭訪問や電話での健康観察・学習支援や分散登校等による、児童生徒への支援を行っていただいた。

今後、全国的にも新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する様相を呈しており、児童生徒の学びの保障や安心・安全な教育環境の提供の両立を図りつつ、学校の再開を図ることが、大きな課題となっている。

その中で、令和2年5月1日に文部科学省より発出された「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」に基づきながら、6月1日以降の学校教育活動の再開を見据え、「帯広市小・中学校コロナ対策タスクフォース諮問委員会」を立ち上げ、検討を進めた（別紙）。またその後、令和2年5月22日に文部科学省より発出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について」（以下、「学校の新しい生活様式」という。）並びに令和2年5月26日に北海道教育委員会より発出された「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開について（通知）」、「学校再開後の児童生徒の心のケアについて（通知）」及び「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について（通知）」を踏まえ、「帯広市学校再開に向けた方針」を定めたものである。

各学校では、本方針をもとに、教育課程の柔軟な編成を行い、学校教育目標の実現に向け、学校組織をあげて力強く教育活動を展開することに期待する。

2. 段階的な教育活動の再開

5月18日（月）～22日（金）

- 小・中学校ともに午前授業とし、パン・牛乳の持ち帰り無償提供を行う。
- 実施にあたっては、長期休業明けであり、段階的な授業再開であることから、全ての教師で児童生徒を丁寧にみとる体制をとっていくこと。
- 部活動は実施しないこと。

【小学校 全校パターン】					
5月	月	火	水	木	金
<午前授業>	18日	19日	20日	21日	22日
1年		登校日		登校日	登校日
2年	登校日		登校日		
3年		登校日		登校日	
4年	登校日		登校日		
5年		登校日		登校日	
6年	登校日		登校日		登校日

【中学校 小規模校パターン】					
5月	月	火	水	木	金
<午前授業>	18日	19日	20日	21日	22日
1年	登校日		登校日		
2年		登校日		登校日	
3年	登校日		登校日		登校日

【中学校 小規模校以外パターン】					
5月	月	火	水	木	金
<午前授業>	18日	19日	20日	21日	22日
1年	A登校日	B登校日		A登校日	B登校日
2年	A登校日	B登校日		A登校日	B登校日
3年	A登校日	B登校日	A B登校日	B登校日	A登校日

5月25日（月）～29日（金）

- 小・中学校ともに通常授業とし、通常の給食提供を行うこと。
- 実施にあたっては、通常授業への最終週と位置付け、学習支援はもとより、児童生徒のストレスによる心のケア、生活リズムづくりに向けた取組も併せて行うこと。
- 分散登校で登校しない日は、授業日数として取り扱わず、欠席日数とならないよう対応し、登校した日は授業日としてカウントすること。
- 部活動は実施しないこと。

【小学校全校パターン】

<通常授業>	25日	26日	27日	28日	29日
1年		登校日		登校日	登校日
2年	登校日		登校日		
3年		登校日		登校日	
4年	登校日		登校日		
5年		登校日		登校日	
6年	登校日		登校日		登校日

【中学校 小規模校パターン】

<通常授業>	25日	26日	27日	28日	29日
1年	登校日		登校日		
2年		登校日		登校日	
3年	登校日		登校日		登校日

【中学校 小規模校以外パターン】

<通常授業>	25日	26日	27日	28日	29日
1年	A登校日	B登校日		A登校日	B登校日
2年	A登校日	B登校日		A登校日	B登校日
3年	B登校日	A登校日	A B登校日	A登校日	B登校日

6月1日（月）～

6月1日以降の教育活動については、現時点で感染防止対策を徹底しながら、通常の授業形態で行われることを前提に、市内の学校が一定程度統一した取組を行うことが必要であることから、次の視点に特に留意し、学校の教育活動に取り組むこととするが、今後さらなる状況の変化が起きる場合には対応の変更もあること。

- 令和2年6月1日から、本市においては「学校の新しい生活様式」第1章「2. 地域ごとの行動基準」におけるレベル1の段階となる。
- 各学校においては、下の図1を参考に、身体的距離の確保や感染リスクの高い教科活動、部活動等について、十分な感染対策を行った上で実施すること。

図1

学校の行動基準				
地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動	学校給食
レベル3 「特定(警戒)」相当	できるだけ	行わない	少人数(個人) 短時間	配膳を省略 できる献立
レベル2 「感染拡大注意」相当	2m (最低1m)	リスクの低い活動(給食提供) から徐々に実施		
レベル1 (レベル2未満)	1mを目安	十分な感染対策を行った上で実施		

- 身体的距離の確保等、感染症対策を徹底した上で、学校を再開すること。
 - ・家庭と連携した毎朝の検温及び健康状態の確認
 - ・登校時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後等のこまめな手洗いの徹底
 - ・多くの児童生徒が触れる箇所、共用教材の消毒
 - ・児童生徒、教職員のマスク着用、休み時間ごとの、2方向の窓の開放による換気
 - ・児童生徒の席の間隔の確保、玄関、廊下等での密集の回避
 - ・給食時は同一方向を向いての食事等、感染症対策を徹底
 - ・学級担任・養護教諭等によるきめ細かな健康観察を行うこと。
 - ・健康観察カードを活用した家庭との連携
 - ・心のケアに関わるこころの教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携

- 次のような感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施すること。
 - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導
 - ・身体的接触を伴う活動、家庭科等における調理実習
 - ・体育科等での密集する運動、近距離で組み合ったり、接触したりすることが多い運動
 - ・密集して長時間行うグループ活動、対面での長時間行う話し合い活動 等
 なお、実施の具体的な留意事項については、同日付け市教委事務連絡「学校教育活動の再開における留意事項」を参考とすること。

- 部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行うこと。
 なお、部活動全体を通じての留意事項は、本方針P6を参考とすること。

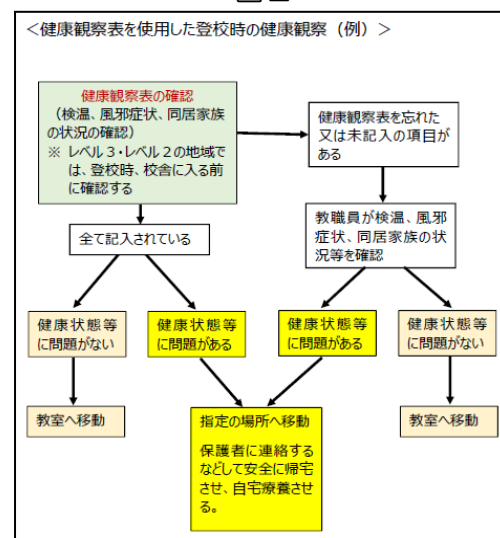
3. 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の3つのポイントを踏まえ、取組を行うこと。

- 感染源を絶つこと（図2参考）。
（発熱時は自宅で休養する、朝の健康状態の把握 等）
- 感染経路を絶つこと。
（手洗い、咳エチケット、消毒 等）
- 抵抗力を高めること。
（十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事 等）

上記3点の詳細については、「学校の新しい生活様式」の第2章の「2. 基本的な感染症対策の実施」を参考に、学校における取組を進めること。

図2



4. 各教科・領域、各種学校行事、長期休業等の考え方について

各教科等の指導にあたっては、同日付けの市教委事務連絡「学校教育活動の再開における留意事項について」を参照し、学校の実態に応じて指導の工夫を図るとともに、次のとおり適切に実施するよう努めること。

(1) 6月以降の学期の扱い

小・中学校ともに前期を10月16日（金）、後期を3月24日（水）までとし、評価業務の計画を含めた教育課程の整理・計画を進める。

(2) 学習の評価について

評価については、目標に準拠した評価が適切に行われるために、定期テスト等の長期的評価のみにならないよう、単元や日々の学習成果の積み上げによる評価を行うことを児童生徒や保護者に周知しながら進める。その際、シラバスなどで規準を示しながら学習者が納得のできる評価に努める。

(3) 学校行事等の精選

学校教育が、協動的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、一律中止の判断となることがないように学校行事等の内容を厳選する。また、学校行事等の目標を明確にし、実施方法の工夫や準備にかかる時間を短縮するなどして、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた子どもの育成を目指すため、次のとおり計画する。なお、農村部の小規模校においては、参加人数を考慮の上、地域の実態に応じた実施とすること。

- 運動会及び体育祭については、今年度は従来の取組は行わず、体育・保健体育の授業等の中で、活動集団の単位を原則学級や学年とし、感染防止策を徹底する中で、球技大会形式や記録会形式などの工夫を図り実施し、保護者参観・参加のスタイルはとらないこと。
- 学習発表会（学芸会）等については、今年度は従来の取組は行わず、実施する場合は、通常学習の発表の場としての位置づけを明確にし、活動集団の単位を原則学級や学年とし、体育館等の広い場所で、換気に注意するなどの予防策を講じた上で、内容や時間の縮小を行いながら取り組み、保護者参観・参加のスタイルはとらないこと。
- 文化祭については、今年度は従来の取組は行わず、飛沫感染のリスクから、全校が一堂に会して行う合唱祭等は行わない。また、実施する場合は、原則として学年単位を上限に体育館等の広い場所で、換気に注意するなどの予防策を講じた上で、内容や時間の短縮を行いながら取り組み、保護者参観・参加のスタイルは行わないこと。
- 宿泊学習については、今年度は従来の取組は行わず、学校の実態に応じて、日帰りによる学習等の計画が立てられる場合は、施設と十分協議を行い実施すること。

○ 修学旅行については、数日の宿泊活動を通じた取組であり、その期間も小学校では1泊2日、中学校では3泊4日と長時間密の状況が発生する。しかし、その取組は、児童生徒の成長に資する面が多いことから、目的地の変更や実施形態の工夫、宿泊日数の削減等も検討し、リスクの軽減に努めながら、冬期間までの活用を含め各学校の実態に応じて、今後の通知等を含め検討すること。

○ 総合的な学習の時間については、先の見通せない中において、学習の重点化を図りつつ学校教育活動を進めていくことが必要な状況であり、教科指導の重点を図ることや指導の順序を変更するなど、学習活動を考慮する際に、時期を2学期以降や3学期に変更したり内容を縮小するなどの工夫を行うこと。

なお、中学校の職場体験学習は、受け入れ機関等との十分な調整が図れない場合は、個人の職業調べや自身のキャリアプラン作成など、キャリア教育の目的に資する取組にとどまることもある。「おびひろ市民学」については、学級または学年単位の取組において、感染防止策を行いながら実施することとするが、一部実施が困難なプログラムについては今年度中止とする。具体的な実施の内容については、別途通知する。

○ 小学校のクラブ活動については、特別活動において、年間10時間程度の時間を計画されているが、異学年との交流や主体性を持った取組等のねらいを達成させるためには一定の取組が必要な教育活動であることから、今年度は、人数の工夫を図りつつ、例年の実施計画の2分の1程度として実施すること。

○ 児童会・生徒会活動については、学校の規模や児童生徒の数により対応は異なるものの、一堂に会する取組は避けつつ、回数や開催場所、取組の精選等、感染防止の観点に立った工夫を図り、最小限の取組とすること。

上記記載以外の各種教育活動については、感染防止の視点を持ち、これまでの準備にかけていた時間を短縮するなどの工夫を図り、各学校の実態に応じて実施すること。

(4) 長期休業日の取り扱い

適切な教育課程の整理・計画を進め、子どもたちの学びを保障し、心身の調和のとれた育成を図るためには、一定程度の長期休業中の授業日の設定はやむを得ないため、児童生徒の生活リズムや学習リズムを考え、次のとおり長期休業中の授業日の設定について市内小・中学校で統一する。なお、休業期間における授業日は給食を提供し、原則4時間授業とする。

○夏季休業期間中の10日間を授業日として設定する。

授業日は7月27日(月)～31日(金)及び8月3日(月)～7日(金)とする。

○冬季休業期間中の6日間を授業日として設定する。

授業日は1月6日(水)～8日(金)及び1月12日(火)～14日(木)とする。

(5) 中学校における部活動の取り扱い

中学校の部活動については、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。

なお、活動を行う際の留意事項として、次のことを踏まえること。

- ・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。
- ・活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日等は、熱中症に注意すること。体育館等、屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・対外試合や練習試合等は、これらの留意事項を踏まえることが難しいことから、当面の間、中止とすること。なお、実施が可能となる際は、別途通知する。
- ・運動部活動の実施にあたっては、同日付け市教委事務連絡「学校教育活動の再開における留意事項について」における「2(2)⑦体育/保健体育」を踏まえること。

5. 児童生徒の心のケアに関する対応

(1) 学校再開での対応

学校再開後、児童生徒は、長期にわたり学校生活から離れていることや進級・進学に伴う教育環境・友人関係の変化はもとより、感染症拡大に伴う家庭環境の変化等を背景とした様々な不安やストレスを抱えているほか、児童生徒の中には、感染症への不安や恐れを抱いている場合もあるものと考え、一人一人に応じた心のケアに努めること。

- ・いじめアンケートや朝の一人一人への健康観察、健康相談等をいかして、児童生徒の様子を把握しながら、一人一人の状況をきめ細かに把握すること。
- ・こころの教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も活用した教育相談等を実施すること。
- ・これまで以上に児童生徒をきめ細かく見守り、小さなサインを見逃すことなく、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に万全を期すこと。

(2) 心の相談窓口

子ども相談支援センター	0120-3882-56	北海道教育委員会 24時間
教育相談センター	0155-25-2595	帯広市教育委員会 月～金 9時～17時

6. 児童生徒や教職員等に、感染が発生した場合等の臨時休業等の対応

(1) 感染疑いの報告について

- ・児童生徒、同居する家族、教職員等がPCR検査を受けることとなった場合、また、児童生徒や同居する家族、教職員等が濃厚接触者となった場合は、プライバシーの配慮を行い、速やかに学校教育課へ報告すること。

(2) 臨時休業等に係る判断について

- ・感染者の学校内における活動の態様、接触者の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、市民福祉部や帯広保健所、十勝教育局と相談するとともに、市新型コロナウイルス感染症対策本部に報告して、対応を判断する。
- ・その結果、学校全体の臨時休業にとどまらず、近隣校等も臨時休業等とする場合がある。

(3) 感染者の範囲による対応の具体について

①児童生徒や教職員等に感染が発生した場合

- ・当該児童生徒や教職員等の在籍する学校は臨時休業とする。
- ・ただし、保健所の指導の下、当該児童生徒や教職員等の感染経路や濃厚接触者が判明し学校再開の見通しが立った場合は、対象学級・学年を閉鎖することも検討する。
- ・複数学年にまたがっている場合や、当該児童生徒の兄弟姉妹が異学年に在籍する場合は、別途検討する。
- ・臨時休校等の期間については、概ね2週間程度を基本とするが、保健所の指導の下、必要な期間を判断する。
- ・保健所の指導の下、必要に応じて学校施設等の消毒作業を行う。

②児童生徒や教職員に感染疑い（PCR検査を実施）が発生した場合

- ・当該児童生徒や教職員は、自宅待機とする。
- ・保健所の指導の下、濃厚接触者の疑いがある者については、健康面の経過観察（場合によっては自宅待機）を行う。
- ・自宅待機中の児童生徒に対しての学習の保障についても十分配慮し、適切な資料や課題の提供を通して家庭との連携を図ること。

(4) 出席の停止について

- ・新型コロナウイルスに関する当該児童生徒等の欠席の扱いについては、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする。
- ・他の児童生徒について、濃厚接触者に当たると特定された場合、あるいは疑いがあり欠席した場合も、同条に基づく出席停止とする。
- ・感染が心配なため欠席する児童生徒に関しては、保護者へ寄り添った対応を行い、校長の判断で出席停止の扱いとすることができる。